

衆議院内閣委員会ニュース

平成 23.4.27 第 177 回国会第 9 号

4 月 27 日（水）第 9 回の委員会が開かれました。

1 総合特別区域法案（内閣提出第 27 号）

- ・片山国務大臣、逢坂総務大臣政務官、黒岩法務大臣政務官、小泉国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

小 泉 進次郎君（自民）

- ・東日本大震災の被災自治体から申請があった場合、たとえ他の応募自治体と比較して熟度等に見劣りがあったとしても、意欲を持ってチャレンジする自治体については総合特別区域に指定するという「被災地枠」を設ける考えはあるか。
- ・国際戦略総合特別区域において韓国等との競争に勝つためには、意欲的で大胆な措置を講じる必要があり、国による支援に加え、地方も地方税減免など相応のコミットメントをする必要があると考えるが、片山国務大臣の見解を伺う。
- ・総合特区推進調整費について、政府資料では総合特別区域 1 区域当たりの年間支出額に上限が定められているが、魅力ある効果的な案件があった場合は、政治的判断で上限を超える支援を行う可能性はあるか。

柿 澤 未 途君（みんな）

- ・国と地方の協議会について、協議が難航した場合、誰がどのようなプロセスを経ていつまでに結論を出すのか。また、膠着状態になった場合には、担当大臣が決断を下すのか。
- ・事業仕分けでの指摘を踏まえ、総合特区推進調整費を大幅に減額したことについて、内閣府はどのように考えるか。
- ・総合特別区域制度では、カジノ特区のような刑法に抵触する提案についても実現の可能性はあるか。
- ・条例による法律の上書きについては、とりあえず提案を実現させた後、違憲の疑いがある具体的なケースについて裁判で争う形とすることも考えられるのではないか。

遠 山 清 彦君（公明）

- ・総合特別区域制度の援用ないし拡充により、東日本大震災の被災地を特区として指定して、復興を支援することに意義があると思うが、片山国務大臣の見解を伺いたい。
- ・構造改革特別区域制度の実績についてどのように評価するのか。また、総合特別区域制度が創設された場合、現在の構造改革特別区域制度は並存させるのか。

- ・総合特別区域制度は、今後、道州制の議論に影響を与えるが、総合特別区域制度と道州制との関係について片山国務大臣の見解を伺いたい。

塩 川 鉄 也君（共産）

- ・総合特別区域制度における通訳案内士法の特例については、研修のみで資格が取得できることとされているが、無試験で十分な質が担保されるのか。
- ・通訳案内士法の特例導入により、安価な留学生のガイドが増加すれば、結果的に現行の高スキルを持つ通訳案内士制度が成り立たなくなる。安易な規制緩和が観光立国の足元を掘り崩すことになると考えられるが、小泉国土交通大臣政務官の認識を伺う。
- ・地方公共団体の事務に関する政省令の条例委任の特例では、国が省令で「従うべき基準」を定めている事務についても適用されるという理解でよいか。